

RAFIQ〈在日難民との共生ネットワーク〉に聞く

——難民支援の実態に関するインタビュー調査

坂 東 雄 介

小坂田 裕 子

安 藤 由香里

はじめに

現在、私たちは、インタビュー調査を通じて、移民・難民問題に関わる現場や当事者がどのように考えているのかを明らかにする研究プロジェクトを行っている。大村入管、東京入管に関する調査結果は既に公表されているため、よりよい理解のために適宜参照していただきたい¹⁾。このようなインタビュー調査を集積することによって、日本の移民・難民問題の課題を見つけ出すと同時に、支援のグッドプラクティス（良き実践）のための手がかりを提供することが最終的な目標である。

本資料は、上記研究プロジェクトの一環として、RAFIQ〈在日難民との共生ネットワーク〉共同代表である田中恵子さんに対するインタビュー調査の報告である。RAFIQは積極的に難民・移住者支援を行っている団体であり、本資料は、RAFIQの実際の支援内容、支援の際に生じる課題を明らかにすることを目的としている。

1) 坂東雄介＝安藤由香里＝小坂田裕子「大村入国管理センターに聞く一被收容者の実態に関するインタビュー調査」商学討究 71 巻 2・3 号 249 頁 (2020)、坂東雄介＝安藤由香里＝小坂田裕子「袖之原寛史牧師に聞く一被收容者支援の実態に関するインタビュー調査」商学討究 71 巻 2・3 号 221 頁 (2020)、坂東雄介＝小坂田裕子＝安藤由香里「元東京出入国在留管理局長・福山宏氏に聞く一入管行政の現場に関するインタビュー調査」商学討究 72 巻 4 号 105 頁 (2022)。

インタビューは2022年2月1日にオンライン上で行った。インタビューを行った者は、安藤由香里、小坂田裕子、坂東雄介である。質問者については区別していない。

1. 自己紹介・RAFIQの組織について

——本日はよろしくお願いたします。それでは、最初に自己紹介をお願いいたします。

田中 ありがとうございます。私は元々は難民や国際関係に全く携わっておらず、3人の子どもを育てながら京都市で保育士として働いていました。私は大阪と京都のちょうど真ん中くらいに位置する高槻市に住んでおり、京都市の保育所通勤していました。保育士は本当にブラックな仕事でして生活が大変でした。

難民に関わったのは2001年12月です。2001年に生じた9.11は皆さんと同じように私もショックな事態でした。その後、アフガニスタンの悲惨な状況が連日報道されて私も難民問題に関心を持ちました。2001年12月に私が住んでいる高槻市でアフガニスタンの美しかった頃を撮った映画の自主上映会があり、そこに参加しました。その時、たまたま近くに一緒に見に来ていたアフガン難民の方がいて知り合いになりました。そこで初めて難民やアフガンの人が日本にいることを知りました。

翌年の2002年3月、映画会で出会った人から、その人が収容されたので茨木市にあった西日本入国管理センター（2015年に廃止）の長期収容施設に一度、面会に行ってほしいと言われました。茨木市は私が住んでいる高槻市の隣なので、物見遊山の気分で2002年4月頃に面会に行きました。そうすると、本当にテレビで見たような刑務所の面会室のような狭い部屋に被収容者が入れられていて、30分間だけ面会ができました。

当時、西日本入国管理センターは24時間ずっと、部屋に鍵をかけられていて、面会の30分間だけ出られるということを知りました。私はダリー語

も英語もできませんし、本当に何をしてよいか分からず、アフガンのことも全く分からない状態でしたが、最初の目的は30分間だけ部屋から出すことでした。あのひどい状況から30分だけでも解放しようという目的で面会に行くことにしました。月1回では失礼だろうと思いましたが、子どもの世話もあり、月に1回くらいしか仕事を休めない状態でした。私は月1回頑張って休みを取ることにして、夫や周囲の少し関心がありそうな方々に声を掛けて、順番で週1回くらいは行けるように5月頃から体制を作って行くことにしました。

面会時間は30分間でしたが待ち時間が非常に長く、待合室で1時間以上待たされることもありました。通っているうちにそこで知り合いになった当時20歳の若い男性と、これはひどい、なぜなのかと話して意気投合しました。そこで、もう少し世間に知らせようと、ある意味サークル的な意識だけで、20代の方の友達と私の友達、仮放免されたアフガンの人も合わせた20人くらいで2002年8月に作ったのがRAFIQです。何を目指す市民団体なのか、何ができるのかなど本当に何も分からなかったのですが、友達感覚でできることから始めようと思い立ち上げました。そこから始まり、今に至っています。

RAFIQとは、ペルシャ語やアラビア語で友達という意味です。難民に特化した支援団体としては関西で唯一の団体だと思っています。現在は任意団体であり、まだ法人格は取得していません。私を含め、全員が無償のボランティアで活動しています。会員は108名、高校生から高齢者までいます。私たちは在日難民との共生ネットワークであり、私たちが目指す目的は、難民と一緒に暮らせる街にすることです。

RAFIQを結成した最初の頃、メンバーの1人である男性の友達に高校生や大学生が多かったことから、毎日面会に行って部屋から出すアクションをしてもらっていました。それから、難民問題について分からないことばかりなので勉強会を毎月開催することにしました。弁護士を呼んでお話を伺ったり、アフガニスタンの歴史などを勉強したりしました。

3, 4年目くらいから難民初級講座を年1, 2回, イベント的に行っていました。2012年頃からは, 少数の人でも良いので難民問題をしっかりと理解してくれる人をたくさん作ろうと思い, 毎月第2土曜日, 難民初級講座を行うことにしました。そこから現在に至っています。そこでは難民支援に関する私自身が得た経験と知識をお話ししています。

2019年には大阪弁護士会の人権賞を受賞しました。あまり報われない活動をしていたので非常に嬉しかったです。

—最初の頃と現在では変わった点や共通点などはありますか。

田中 最初は本当に, 全然, 分かっていませんでした。難民のこと自体も全く分かっていなかったのので, 友達としての活動だったら何ができるだろうと思って始めました。そのため, 直接的な支援としては面会くらいです。他には仮放免などで出てきた人の精神的なサポートです。お金もないので経済的なサポートはできません。その当時, 私はフルタイムで働いていたので出来ませんでした, 余裕のある人たちは一緒にご飯を食べに行ったり, 映画を見に行ったりしていました。

そのうちに色々できることが増えてきました。2008年まではメンバーの男性の自宅を事務所に使っていたのですが, 活動が大きくなったのでそうも言っていられなくなりました。そこで, 高槻市にある, 私の知り合いの方の古民家を使わせてもらうことになりました。そこは, いくつかのグループの共同事務所となっていました。本当に小さい所で, 1名用のシェルターとして, 大阪入管から仮放免された人の住居として提供するようになりました。住居を提供することは, その後の生活支援もしていくということで, 2008年から始めました。現在は保証人や法的支援などもしています。取りあえず生活支援から始めて, 法的支援をそれなりにしっかり始めたのが2012-2013年頃からです。

—徐々に拡大していったのですね。

田中 そうです。実際、私自身も保育士として働いていたので家に帰ってから
も仕事がありました。子どももいましたし、土曜日にも仕事があり、夜しか時
間が空いていませんでした。ただ、2010年に仕事をリタイアしてフリーで
動ける方が1名出てきました。

また、それまでも出身国情報を探すサポートはある程度していたのですが、
難民初級講座を毎月始めた2012年くらいから英語などの語学能力のある人
が結構増えてきたので、仮放免の保証人も含めた法的支援なども、きちんと
対応できるようになりました。

私は現在67歳なのですが、10年ほど前の60歳少し手前にリタイアしまし
た。そうなるとうちにフルタイムで活動できるので今は自由に動いていま
す。2012年から2人、ある程度自由に動ける人が出てきたことが大きいで
す。自由に動ける2人がしていることを他の人が手伝うという体制になりま
した。

さらにもう一つ、2019年から法的支援メンバーを強化しました。現在10
人います。法的支援メンバー2、3人に弁護士1人が入ってチームを作り、
担当した方の難民認定申請手続をしっかりサポートしています。私は今でも
全く英語ができませんが、英語などの語学能力が高い方も多いです。イギリ
スに留学中の方やフランス在住の方もいます。出身国情報などを探するのに協
力してもらっています。今までは私が1人で動いて他の人がそれを手伝うと
いう構造だったのですが、ここ2、3年でシステム化ができて始めています。

—事務所について教えてください。

田中 事務所は「OSAKAなんみんハウス」と呼んでいます。事務所の場所は
新大阪から約15分、地下鉄の東三国駅から徒歩約5分という非常にアクセ
スの良い所です。2016年10月にこの場所に開設しました。私たちはほとん
どお金が入らない団体なので自分たちで購入することはできませんが、この
事務所は、ある市民の方から、空き家を難民の方に使ってほしいという連絡
があり、その人自体は全く知らなかったのですが、話をしたら理解してくだ

さり、中も改造してよいとのことでした。

事務所の開設の前日、朝日新聞の夕刊のトップに掲載していただきました。事務所がある場所は普通の閑静な住宅街なので、地域の方にも RAFIQ のことをお知らせするために10月1日と2日にオープンデーを開催しました。そのときはテレビの取材も来ました。2日で約100人が見学に来ました。意外と市民の関心があるのだと少し驚きました。

1階には事務所のほか、台所やお風呂などもあります。2階には6畳程の部屋が2室あります。1室はシェルターとして使っています。ベッドを2つ置くとぎりぎりの大きさにはなりますが、最大で2名のシェルターになります。もう1室は学習室となっています。ここで難民初級講座を開催しています。学習室には難民関係の図書なども集め、まちライブラリーという所に登録をし、市民図書館のように貸し出しなども行っています。

—事務所はいつ開いているのでしょうか。

田中 事務所自体が、会員の交代制で月曜日から土曜日まで開けています。会員の担当は決まっていますが、会員なら事務所について来ても構いません。

私は昔は週5回くらいのペースで事務所に行っていましたが、現在オンラインなどが非常に増えてきているので最近は週に2、3回です。ただ、事務所には行ってなくても私自身について言えば昼も夜も土日関係なくほぼ活動していることが多いです。

—難民初級講座ではどのようなこととお話しされているのでしょうか。

田中 いつもの講座では最も知らせたいこととして難民の定義の話をしします。また、UNHCRや世界の難民状況についてもお話しします。コロナ禍でも8000万人以上の難民がいると言うと皆さま驚かれます。子どもが多いと言うともっと驚かれます。講座ではSDGsの一環として難民問題もあるとお話ししています。

それから、日本の難民認定制度の問題点もお話ししています。私たちは出

入国管理及び難民認定法自体が問題だと思っています。日本の法制度は、出入国管理法という外国人を管理する法と、難民認定法を便宜的に一緒にしたものであり、さらに、認定法であって保護法ではありません。初級講座ではUNHCRがなぜできたかという説明をして、迫害からの庇護を定める世界人権宣言14条を難民にも適用することが難民条約にとって一番の必要性だったことを話します。そうすると、保護をしないということはあり得ないのですが、保護法ではないという法律自体が問題ではないかと思っています。

日本の難民認定申請者数は2014年頃からどんどん増え、2017年に約2万人になりました。今は申請が抑制され、約1万人です。そして、認定数は50人以下という、非常にひどい状態です。2013年には大きく減り、認定者数が6人でした。この数字から、今まで日本は、ほとんどビルマ²⁾からの人しか難民認定していなかったという事実が浮かび上がります。2012年に民政移管して、ビルマは民主的な国になったと日本政府は判断しました。ビルマ以外の、アフリカなどの非常にひどい国も含めて、選挙で大統領を選出する国は民主的な国だと判断し、難民と認定しなくなったことがわかります。このビルマ難民の中にはロヒンギャ出身の方ももちろんいらっしゃるのですが、2015年、2016年は1人しか認定しないという、非常にひどい状態です。このことから、ほとんど難民認定していなかったということを理解してもらっています。

審査請求のこともお話しします。例えば、2020年は審査請求の件数が6475件でしたが、理由ありとされた人は1人しかいませんでした。このような数字からも、難民認定参与員制度が何年も前から破綻していることが分かると思います。

このようなお話をして、難民初級講座を受講してもらった後にボランティア登録や会員登録などもお願いしています。

先ほど、月1回のペースで事務所の2階の会議室で開催していると言いま

2) 外務省はミャンマーと呼ぶが、難民認定申請者数の多くはビルマと呼ぶため、ここではビルマと表記する。

したが、コロナ禍により実際に集まることができなくなったので現在はオンラインで行っています。そうすると誰でも来やすくなったのか、東京からの参加もありましたね。一番遠くからはフランスからの参加もありました。RAFIQのウェブサイトに『難民問題を知る』という項目があり、そこを開くと講座の登録フォームが出てきますのでご関心があれば登録をお願いします。

—今、日本全体での難民認定状況についてお話ししていただきましたが、大阪での難民認定状況はどうなっているのでしょうか。

田中 大阪入管はご存じでしょうか。大阪市住之江区の南港という場所にあり、2008年に今の建物が出来ました。結構大きくて立派な建物ですよ。6階から上が収容施設になっていまして、収容定員は200人です。大阪、京都、奈良、滋賀管内は、この大阪入管に出頭しなければならないことになっています。

こちらには難民認定支援のためにしょっちゅう行きますね。実は昨日も行ってきました。ですが、大阪の難民認定申請者は全国と比べて非常に少ないです。2020年はコロナ禍なので例外として、2019年では日本全体での難民認定申請者数は約1万人ですが、大阪では235人でした。2018年は128人しか申請していません。この極端な少なさ疑問です。ただ、大阪は2019年、この少ない中で11人が難民認定されています。このうち9人は私たちが支援した人でした。

—その9人についてお話ししていただけますか。

田中 1名はパキスタンからの難民です。この方はパキスタン出身でして、タリバンからリクルートされていた人です。関西国際空港で捕まり、大阪入管に収容されました。収容されている時に私たちが面会して、支援を始めました。仮放免を得た後、先ほど説明したなんみんハウスのシェルターに居住してもらいました。その後、難民認定申請をしてから約2年で認定されました。これは、パキスタン人の中でもかなり早いほうだと思っています。

その次はシリアからの難民です。こちらは3人家族です。アサド政権に反対していた点が迫害理由です。この人たちからは難民認定申請前から連絡をもらっていたので、申請書の作成段階から支援ができました。難民認定申請後、10か月で認定されました。

最後に、アフガニスタン出身の5人家族です。ハザラ人の人権活動家で、お父さんはマスコミ関係、お母さんが高校の校長先生をしていました。少数民族のハザラ人であること、高学歴の職業女性であることなどから、タリバンから狙われている状態の人たちでした。この人たちは難民認定申請直後に連絡をもらい、出身国情報などについて難民調査官によるインタビュー前から支援することができ、1か月で就労可の在留資格を取得し、なんと4か月で難民認定されました。

——非常に早いですね。

田中 これはRAFIQのメンバー同士で上手に連携できたからだと思います。難民認定申請者本人たちも含んだチームが非常によく機能しました。難民として認定されるために必要な証拠を集めてきちんと提出できたことが大きかったです。また、子ども2人は母国語がペルシャ語、そしてムスリムなので馴染めるのか少し不安なところもあったのですが、楽しく学校に行っていました。彼らが性格の良い人たちだったということもあり、地域との連携も上手くいきました。ちょうど支援メンバーの1人が同じ地域に住んでいたの、その繋がりから支援できましたし、元々その地域は、学校に外国人支援の団体の人が入って外国人の子どもを支援する取り組みをしてきていました。その支援団体の方をRAFIQの支援のメンバーが知っているということもあり、様子を見ながら、その後の支援もできました。

ただし、母親自身が言っていました、難民認定をされても日本語ができなければ仕事を得ることはなかなか難しいです。その問題はありましたが、現在は約1年が過ぎ、何とか頑張っています。もともとは学校の校長先生をされていた方でして、元と同じような職に就きたいとは思っていらっしゃる

ようですが、アフガニスタンでのキャリアと比べると同じ仕事は難しいです。

—難民と認定された後の生活支援も重要なんですね。

田中 そうです。難民申請者の家族に、入国直後に重篤な病気が判明した高齢の女性がいました。緊急に入院しましたが、高額な医療費が必要でした。この時点では、振り分け期間の2か月だったので在留資格も何もなく、国民健康保険にも入れない状態で、難民認定申請の支援よりも彼女の支援から始まりました。これについては非常に大変でしたが、取りあえず大学病院と交渉し、月1万円の分割払いにしてもらいました。

近くの無料低額診療機関なども探したのですが、無料低額診療は、税金は安くなりますが実費は各病院負担なので病院側は渋るんですよ。民主医療機関連合会など、きちんと対応してくれそうな所にも交渉したのですが、結果的にどこも駄目でした。どうしようかと思い、駄目円で大阪入管に在留特別許可を出してくれないかとお願いました。病気を記した診断書や50万円の請求書や診療方針など、大学病院のケースワーカーの方が非常に協力してくれたので、そのような書類も添えました。その結果、振り分け期間の1か月で、就労可、6か月の在留資格をくれました。住民登録もできましたし、国民健康保険も入れました。国民健康保険に入ると高額医療の人は月1万円程度で済み、ケースワーカーの方が非常に頑張って市に交渉し、さかのぼって医療費も保健適用にもらったので、非常に安く済みました。現在彼女は、重篤な状況からは脱して通院のみとなり、本当に良かったです。

今お話ししたのは成功した事例ですが、実際の認定ではほとんど不認定になります。現在、難民不認定取消訴訟を行っています。敗訴した方や途中で取り下げた方がいるので現在支援しているのは3ケースですが、もうすぐ4ケースに増えます。難民不認定取消訴訟では、会員とボランティアに呼び掛けて傍聴支援をします。傍聴席は現在コロナ禍で40席中半分くらいの18席になっているのですが、ほぼ埋まっています。その後、1時間くらいの報告会を担当弁護士にさせていただいています。

2. RAFIQの活動方針について

—RAFIQの活動方針について教えてください。

田中 私たちは先ほど申し上げたように、OSAKAなんみんハウスという事務所を中心に、難民認定申請から認定手続まで支援を行います。他は基本的に生活支援も行います。

コロナ禍の問題として、特に長期収容の仮放免は増えていますが、仮放免者は基本的な権利が全く保障されていないので、どのように生活するかが問題になっています。仮放免者の支援を私たちのような脆弱な団体がしています。

それから、小さい団体なので単独としてはなかなか難しいのですが、なんみんフォーラム（FRJ）に参加して政策提言チームなどの色々なチームに入り、大阪のケースなどを話して、政策提言や資料作成に参加しています。

私たちが何をを目指すのかについては、なんみんフォーラムが『難民保護法検討のための論点整理』（2013年6月20日）を作っていますので、ぜひご覧になって下さい。なんみんフォーラムのウェブサイトに掲載されています³⁾。一つ一つ話すことはたくさんあるのですが、今回は省略します。2018年に策定された難民グローバル・コンパクトなど、世界中の市民も含めて支えようという動き自体は出来ていると思いますので、それらをベースにした本当の意味での難民保護法を作ることが必要だと思っています。

—別な角度から伺いますが、支援していないことや、支援できないことはありますか。例えば、仮放免の保証金は対応していないという団体もありますよね。そのような、支援していないことはありますか。

田中 基本的に私たちは支援の対象者と決めたら大体のことは支援します。多額なお金は無理ですが、できる範囲のことはしています。実は保証金も支援

3) <http://frj.or.jp/news/news-category/form-frj/4390/> <2023.8.21 最終閲覧 >

しています。

——支援活動の範囲としては本当に幅広く、求めることをするというスタンスですか。

田中 そうです。何から何までしています。最初に面接をして、この人は難民の可能性が高いと判断しているからです。そのため、対象者はそれほど多くありません。

それから、活動人数の限界もあります。RAFIQの会員は非常に熱心に動いてくれています。ただ、昼に仕事をしている人もいるので、実際に動ける人は少なく、仕事をリタイアした人が大活躍してくれています。

3. 被支援者との関係について

——どのようにRAFIQにアクセスしてくるのでしょうか。

田中 大体、本人の電話やメールからです。今年は特にアフガニスタン国内からもメールが来ていました。また、大阪入管に月1回、面会に行っているの、そこから紹介されたり、そこに収容されている方から電話が直接あったりします。他には、過去に支援した難民からの紹介です。まだまだ知名度が低いのでクチコミ的な部分が多いです。また、関係団体からということで、なんみんフォーラムの加盟団体、特にアムネスティや難民支援協会など大きな団体に電話をすると、関西の事例については基本RAFIQに連絡が来ることが多いですね。

——どのような方に支援しているのでしょうか。

田中 支援対象者については、自分が難民だと言っても、基本的な難民状況に当てはまるかどうかをかなりヒアリングしたり、資料をもらったりして確認しています。ただし専門家ではないので難民であろうと思われる人を対象にしています。生活支援については経済的に困窮している人にも行っていま

す。

2021年度は21か国の難民認定申請者を支援しました。新規の相談者は20名で、合わせて26名で、ほとんど単身の男性ですが、家族ケースもあります。

2021年度については、難民認定数はゼロです。特定活動1年の在留特別許可を得たイエメン出身の方が1名いました。仮放免を得た方は1名です。これは、いわゆる空港から来て収容された人ではなく、再申請の仮放免です。難民不認定になって在留資格がなくなり、結局、非正規滞在状態になった人の仮放免です。ここは難しいのですが、そうした人たちも現在、仮放免を出す事例が非常に増えています。

——逆に、支援は何を目安に終わると考えていますか。

田中 難民認定されたから終わるのではなく、日本での生活が安定するところまでと思っています。ただし、力量としてはそこまで十分に出来ているわけではありません。難民認定申請をする段階が一番大変なので、既に難民認定されている方は逆にほったらかしになるという状態が実際にあることは否定できません。仕事を一緒に探すこともしますが、私たちが付き添ってブラック企業を回避することも大事です。それから、仕事を始めたとしても、仕事上のトラブルはもちろんありますので、それを聞いてあげたりすることも含めて、日本できちんと安定した生活を送ることができる段階、少なくとも子育ても含めて将来に対して展望ができる段階までが支援だとは思っています。しかし、理想はそこだとしても実際はなかなかそこまで支援することは難しく、十分ではないと思っています。

過去には良い企業に就職をした方もいまして、そうした方は今は逆に支援者になってくれています。

——支援が終わった方が今度は支援者になって戻ってきたり、あるいは難民認定された後にもまた連絡が来たりすることもあるんですね。

田中 そうですね。人によりけりですが、ありますよ。実際に難民認定や在留

特別許可をもらった方で、私たちに援助してくれる人もいます。それから、ほんの何件かですが、強制送還された後に私たちに連絡が来たこともあります。

4. 生活支援について

—被支援者の生活資金はどのように工面するのでしょうか。

田中 外務省の外郭団体のアジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）への生活資金申請に協力しています。元々はインドシナ難民の保護のために作られた制度でして、これを今でも使っています。難民認定申請中の人は1日1600円、30日で4万8000円もらえます。ただし子どもは半額になります。住居費も最大4万円までもらえます。ただ、支援を受け取るためには結構色々なインタビューがあり、最近はなかなかもらいにくくなっています。2010年は日本全体の難民認定申請者の約1200人のうち約半分の678人が受給していたのですが、2017年の2万人の時は受給者自体が362人と、2010年から半減しています。このことから、どれだけ必要な人に届いていないのかが分かると思います。

—生活支援はどのようなことをしているのでしょうか。

田中 生活支援は本当に多方面にわたっていますが、まずは食料品など生活用品の支援です。女性には生理用品を渡すこともあります。特に最近はコロナ禍での支援ということで、食料品だけでなく、感染防止用品、マスクや体温計などを宅急便で郵送しています。取りに来てもらうことも考えましたが、コロナ禍なので接触それ自体にリスクがあり、現在は原則として宅配便で送っています。

生活面では、電車の乗り方など色々な同行支援を行っています。

—支援する食料品などはどのように調達しているのでしょうか。

田中 「ふーどばんく OSAKA」という団体と連携しています。2週間に1回、食料品を届けてもらっています。ふーどばんく OSAKAが発足するときに、私たちを知っている人もいたので支援対象の一番上のランクにさせていただき、最初から支援をしてもらっています。

—どんな食料品をもらうのですか。いわゆる日持ちするお米などもあれば、野菜や卵など、腐りやすいものもあるのですか。

田中 ふーどばんく OSAKAからいただく食料品で一番多いのはコストコからのパン類です。けっこう美味しいですよ。コストコの野菜などもあることもありますが、最近はほとんどパンかバナナです。ふーどばんく OSAKAは堺市にあり、堺のコストコが協力してくれていると伺いました。

コストコからの食料品は必ず2週間に1回送っていただいています。コストコ以外にもふーどばんく OSAKAに協力している企業から支援可能な物資のリストがあり、そのリストに、何が、どれくらい必要なかを記入すると、それも2週間に1回のときに合わせて事務所まで車で持ってきてくれます。

—どのような企業があるのでしょうか。

田中 ふーどばんく OSAKAには、たくさんの企業から支援があるようです。実は偶然今日そのリストが送られてきたのですが、今回は、コーラとアルファ化米でした。その前は牛乳やお菓子でした。例えばバレンタインの後だとチョコレート類もありますね。パッケージがバレンタイン用になっているのでバレンタイン用の商品だったとわかります。年末年始には、おそらくおせちか何かに使った野菜の切れ端もありました。ニンジンの切れ端などですね。その時々で変わります。

—ふーどばんく OSAKA からもらった支援物資などをRAFIQが被支援者に送るという流れですね。

田中 そうです。送料は、コロナ禍の支援金が結構ありましたので、それを活

用しました。申請するとだいたい認められ、20-30万円ほどいただきました。ただ、現在はもう使い切ったので、先月からはRAFIQの費用から捻出しています。

——現在は何名くらい送っているのですか。

田中 現在は14件です。家族ケースもあるので人数は26人です。

——2週間に1回、14件送っているのですか。

田中 いいえ、彼らに送るのは1か月に1回です。ふーどばんく OSAKA があるのは2週間に1回で、食料品については、例えばパンなどは賞味期限が2日後くらいなので、一応、冷凍して置いています。それを送るわけにはいかないので、パンなどが欲しい人は事務所に取りに来てもらうことになっています。いただいた食料品を保存するために大きな冷蔵庫が必要です。頑張って買いました。業務用ではありませんが、家庭用冷蔵庫の大きめのものです。

——支援物資は、被支援者から何か送ってほしいという要望が来てから判断して送るのですか。

田中 必要があれば送っていますが、今のように送ることはコロナ禍になってから始めました。最初のきっかけは、マスクがなかったことです。2020年4月くらいにマスクが無く、被支援者も困っていると伺いましたので、会員やボランティアに呼び掛けて手作りのマスクなどをたくさん集めました。それを皆さんに差し上げようと思って物資を送ることを始めました。マスクはずっと必要ですし、困窮の度合いは人によって様々ですが困っている方も増えてきたので、マスク以外にもお米や食料品と一緒に送ったり、女性の場合は生理用品なども一緒に送ったりすることが増えてきました。これが欲しいから送るという制度ではありません。

——では、今のように物資を送っているのは、コロナ禍だから特別に対応したということで、普段から一般的に行っていたわけではなかったということですね。

田中 そうです。普段は取りに来てくださいと言っていました。例えば、秋頃に冬物衣料を部屋に展示して、欲しい人は取りに来てもらっていました。今はなかなか出来ていません。

ただ、現在でも、寄付などでいただいた電子レンジや衣類などは事務所にあるので、被支援者が事務所に見に来てほしいければ差し上げています。買ってあげるのではなく寄付でいただいたものを分けています。

5. コロナ禍における支援問題について

——コロナ禍特有の苦労したことがありましたか。

田中 2021年はワクチン接種の支援もしました。在留資格のある人には接種券が来るのですが、仮放免者や在留資格のない人は来ません。ただし全員に接種すると言ってくれているので、接種券を下さいという連絡を市町村にしなければなりません。しかし市町村に電話しても英語ですら通じません。被支援者には英語以外のアラビア語話者など様々な言語を母国語としている方がいます。なので、接種券を送ってくださいと言うこと自体ができません。このような方に対する支援を行いました。さらに、接種券が送られてきたとしても、次に困るのが予約です。予約サイトは英語しか対応していませんし、電話をしても通じません。1人では出来ないので私たちが支援しました。その結果、現在8割以上の方がワクチン接種を受けることができました。

——コロナ関係の情報はどのように伝えているのですか。

田中 支援物資を郵送する時に情報を整理した紙を入れています。他にはメールなどで送ることもあります。コロナだけではなく地震などの災害時の情報も多言語に対応したサイトを紹介しています。

——コロナ禍によって出来なくなった支援はありますか。

田中 支援に関しては全くありません。物を送るようになったので対応は変わりましたが支援内容自体は変わりませんね。

それから、携帯電話やパソコンを持っている人とはミーティングをオンラインでするようになったことも変化の1つですね。実は本日の午前中に弁護士の方とオンラインでミーティングしました。今日は仮放免中の方とお話をしたのですが、インターネット接続はお金がかかるため自宅にないので事務所まで来ていただき、事務所からオンライン上で弁護士とミーティングをしていました。オンラインになっても支援の基本部分については変わりません。

——オンラインミーティングに切り替わっても被支援者の方とは十分にコミュニケーションは取れていますか。私たちのように大学で勤めていると、ずっと1人で自宅でオンライン授業を受けているので非常にストレスがたまってしまうと学生からよく聞くのですが、そのようなことはありますか。

田中 被支援者の方とは実際に会うことも多いので、あまり関係ありませんね。大阪市内にお住まいの弁護士とのミーティングは実際に対面することが多いです。母国語が英語の方とのミーティングはオンラインでも何とかなのですが、アラビア語など他の言語を母国語としている方だと、通訳を付けて一緒に隣で話していた方がニュアンスが伝わりやすいからです。

——オンラインもするけれども、リアルに実際に対面する効率の良さも残しつつ対応するということですか。

田中 そうです。オンラインがあって逆にプラスになったことはミーティングの回数を増やせたことですね。

——2020年春頃は大阪だけでなく、日本全国、外には本当に人っ子一人いないような状況で非常に閑散としていたと思いますが、そのときは被支援者の方々はどのように過ごしていましたか。

田中 他の方と全く変わらず、一般的な行動制限の範囲に服していました。2020年4月頃、大阪入管に収容されていた難民の仮放免を支援しました。そのときは感染リスクがあるから危ないかなと思い、公共交通機関ではなく、会員の車で大阪入管から事務所まで移動しました。それ以外は、感染者が多い中でも大阪入管まで行き、仮放免手続をしましたし、仮放免された人の同行支援も生活支援として必要なので行いました。仮放免手続は丸一日かかることもあるのですが、支援の部分は全く変わりません。公共交通機関を使わないようにしたり、手洗いをきちんと徹底したりしましょうというレベルの話はしていますが、基本は変わりません。

6. 法的支援・難民認定申請支援について

—先ほど難民認定のための支援を行っていることとお話ししていただきましたが、もう少し詳しくお話しして下さい。

田中 私たちは「法的支援」と呼んでいます。難民初級講座よりももう少し詳しく難民条約を解説して、どのような出身国情報を探せばよいかなどを説明する講座を年に2回くらい開催し、それを受講してもらってから法的支援メンバーになってもらいます。現在は10人いますね。その法的支援のメンバーが、難民認定申請者1人に対して2、3人付いて、それに加えて弁護士が1人か2人付くので、1人の難民認定申請者に対して弁護士を入れると3人から5人が支えるチームを作っています。そして、月1回それぞれの支援の報告や勉強会などを行っています。

—法的支援メンバーは法曹資格を有している人とは限らないのですね。

田中 そうです。それまで法律の勉強をしたことがない方もいます。

—弁護士の方にはどのように協力してもらっているのでしょうか。

田中 弁護士への依頼には法テラスを使っていて、ほぼ無償で受任してくれま

す。訴訟としては難民不認定取消訴訟，退去強制令書発付取消訴訟を行うことが多いです。あと1つは，在留特別許可の義務付け訴訟です。同じ人が2つ同時に訴訟を提起していることもあります。

弁護士の方と一緒に事務所でミーティングをすることもあります。そのときは，被支援者，弁護士，RAFIQのメンバーの他に通訳の方も集まっています。

—難民認定申請をする側はどのようなことを求めていると受け止めていますか。

田中 彼らの目標は日本で在留資格を取ることであり，そこは私たちも同じです。そして，例えば難民認定でなく，別な理由で在留が認められたものだったとしても，彼らの安全のために居場所として対応できることがあるなら，私たちはその支援もしています。

—被支援者とはどのような関係を構築していますか。

田中 基本的に私たちは，支援してあげるという気持ちではなく，日本の制度がおかしいのでこれを何とかしなければならぬと思って活動しています。したがって対等な気持ちです。被支援者も，被支援者とは言っていますがチームの1人です。例えばメールではCCメールの中に被支援者も入っています。彼ら自身も自分の国の出身国情報を自分で探しているのでメンバーの1人として捉えて一緒に活動しています。

7. 信頼関係の構築・支援活動の際に直面した困難について

—支援活動の際に一番重要なことは何でしょうか。

田中 支援活動で最も大変なことは信頼関係が構築できるかという点です。信頼関係ができてくると，それまで語ってくれなかったことをきちんと語ってくれるようになります。

—最初は警戒されますか。

田中 人によりますが、最初は、どこまでRAFIQが支援するのかわからないから反応に困っていることが多いです。まずは気持ちをほぐして信頼関係をきちんと作っていくことが支援の基本だとは思っています。そうすると色々なことも話してくれます。

—信頼関係はどのようにして構築するのですか。

田中 まずは約束を守ることを強調します。そして、私たちが彼らを支援する内容をしっかり知らせます。先ほどのお話でもありましたが、CCメールに本人も入ってもらって一緒に活動します。質問があればいつでも受け付けています。

難民認定を申請する際、大阪入管は様々な資料の提出を要求してくるのですが、それが何のために必要なのか、その資料に基づいて何を主張するのかなどを説明します。また、難民審査参与員のインタビューがあるときは、参与員制度についてもかなり丁寧に説明しています。その中で分からないことは分からないときちんと言ってくれる人は非常に支援しやすいですね。

それから、弁護士とのミーティングの前にも一度、事前ミーティングや打ち合わせをします。被支援者の中には裁判自体が分からない人もあります。きちんとした裁判をせず、コネとお金で勝てるような裁判制度の国から来た方もいるので、日本のようにきちんと議論して進めていくということが理解できないときもあります。そうした場合には、日本の裁判制度を丁寧に説明して、次の裁判はここがポイントになると教えます。

お任せの人もたまにいます。信頼関係があり過ぎるというか、あなたがしてくれるならそれで構いませんと言う人もいますが、そのときは、お任せではなく、自分できちんと理解して取り組まなければならないとお話しします。あなたの人生なのだからあなたが判断しなければならないと繰り返し言いながら、信頼関係を作っていくことが大事です。

—被支援者とトラブルになったことや迷惑だと言われたことなどはありますか。

田中 実は直近でもありました。数は非常に少ないですが、支援をやめたこともあります。詳しいことは言えませんが、例えば、性格に問題があり、思い込みで弁護士に一方的に文句をつけることが続いたので支援を途中でやめることにしたことがあります。こちらが支援を打ち切ったというより、向こうが関係を切ったという方が正確ですね。きちんと信頼関係を作らなければならないと何回も試みながら、それなりに粘り強く何度も話をしたのですが、最終的には難しかったです。

その時は被支援者のもとの性格に由来することなのか、説得が難しかったです。最近、精神科医の方がRAFIQに入ってくれたので、その方とどのような対応が良いか相談したのですが、そのような状態になったら信頼関係を再び構築することは難しいという判断になりました。

—支援の際に直面する困難としてはどのようなものがありますか。

田中 私たちは収容施設での面会活動も行っています。面会時にご本人の都合などもありますから通訳を付けられないこともあるので翻訳ツールを持っていこうと思っても認められていないんですよね。面会時に何か物を持っていくことは基本的にできません。

現在、本当に困っていることはアラビア語やベルシャ語などの翻訳と通訳です。ボランティアの方はいますが、人数が非常に少ないので、言語的支援をもっと手厚くできると今は全然違う対応ができると思います。

8. 他の支援団体・法曹との関係について

—次に、他の支援団体とはどのような関係なのでしょうか。

田中 大村入国管理センターがある長崎の支援団体と連絡を取っていますよ。大阪入管から大村入国管理センターに移送されることが多いので、大阪入管

に収容されている段階で支援対象者と決めた方については、大村入国管理センターに行ってから長崎の団体から支援を受けています。

大村入国管理センターで面会ボランティアをされている方が知り合いにいますので、その方をお願いして、過去に私たちが支援をした被收容者の仮放免手続をしてもらったり、仮放免を得た場合には飛行機に乗せてもらうなどの対応していただき、関西で迎えることもあります。

—他の全国レベルの組織とはどのような関係でしょうか。

田中 全国レベルの組織との関係で言えば、先ほど申し上げたなんみんフォーラムです。なんみんフォーラムの関係団体とは結構やりとりをしていますし、支援もしてもらっています。それから、移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）にも加盟しています。

—関西圏の組織とはどのような関係でしょうか。

田中 関西NGO協議会に加盟しています。西日本入国管理センターが廃止される2015年までは西日本入国管理センターの被收容者を支援している団体がいくつかあり、その人たちと連携をして一緒に面会をしたり、要望書を出したりしていました。2015年以降、大阪入管になってからは、そうした連携自体が崩れてしまったので今は連携ができていませんが、個人的につながってはいます。私たちは難民を支援していますが、難民ではないけれども支援が必要な人がいるので、そうした人たちについては他の団体に面会をってもらうように連絡をしたり、逆に向こうから難民を支援してほしいという連絡が来て、こちらが対応したりしています。積極的な連携というわけではありませんが、例えば「この人は今はどうなっていますか」などと連絡が来ることはありますね。

—弁護士や行政書士など、法曹との関係について教えてください。

田中 大阪で中心に活動している弁護士の団体としては西日本難民弁護団があ

ります。そこにRAFIQの弁護士が入っているので、そこから情報を受け取ることがありますし、RAFIQのメンバーではなくても支援してくれる弁護士も何人もいます。

また、私たちがどうして良いのか分からない場合に何とかしてほしいと西日本難民弁護団会議に協力を求めたこともあります。2021年も、難民認定申請、仮放免手続に関する入管との交渉、病院との交渉、生活支援、労災申請など、様々な活動に協力をお願いしました。

——法律相談は法テラスなどを使わずに、直接、西日本難民弁護団会議に相談に行くのですか。

田中 いいえ、大阪弁護士会に相談窓口があるので、法律相談自体はまずは直接大阪弁護士会に連絡します。

——先ほど、法テラスを利用しているというお話ししていただきましたが、どのような場合に法テラスを利用して、どのような場合にRAFIQの活動を支援してくれている弁護士と直接やりとりをするのか、使い分けについて教えてください。

田中 まず、流れとしては、RAFIQが支援対象と決めた方で、最初に弁護士が付かない場合、私たちが必要だと判断したときに弁護士を探します。弁護士に受任してもらおうと弁護士費用がかかりますが、難民の人はほとんどお金がないし、私たちは出せないで、そこで法テラスを使わせてもらいます。

9. 社会及び地域との関係について

——世の中には、排外主義的な考えを持つ方、そこまでひどくないとしても外国人や難民というだけで厳しい目線をする方も少なくありませんが、そのような方から何か言われたり、どこか厳しい態度を取られたりしたことはありますか。

田中 そのような方が実際には結構いるとは思いますが、直接的には何か言われたことはありません。例えば、この事務所は普通の住宅街にあります。実は町内会に入っています。事務所を開設する前に、近所には一応全て挨拶をして、このような団体だと説明してパンフレットをお渡ししましたし、町内会長とも話をしました。非常に素晴らしい人なので「恐らくトラブルもありますし、偏見もあるでしょうけれども、そこは一つずつ解決していきましょう」と言っていただきました。シェルターに難民が入る時は必ず町内会長のところに連れて行き、新しく、どこの国の、この人が来ます、と挨拶をするようにしています。

——2016年に今の場所に引っ越したということですが、引っ越す前からも同じような対応をされていたのでしょうか。

田中 引っ越す前は町内会には入っていませんでした。その時は難民と関係ない団体も含む五つの団体が同じ建物で活動をしていましたので、トラブルはその中で解決していました。シェルターが1部屋ありましたが、当時、私は仕事をしていたので十分に活動できず、違う団体の方が面倒を見てくれる状態でした。そのため、色々誤解や偏見がたくさんありましたが、全て私に言ってもらうようにして、誤解があれば説明するなどしていました。

——地域のイベントや活動に参加することもあるのですか。

田中 町内会のイベントではありませんが、淀川区のフェスティバルに参加してRAFIQのブースを出しています。そのフェスティバルで知ったからという理由でRAFIQに来てくれた若い親子連れの方もいましたね。高槻市に事務所があった時も、高槻の市民団体のイベントなどがあれば手伝いに行ったり、ボランティアで片付けをしたり、スタッフの一員という感じで難民の方も一緒に参加してくれていたのです。高槻市では受けが良かったです。今の事務所がある地域でも、同じように参加するようにしています。

ただし、現在コロナ禍でほとんどなくなってきているので、そこが問題です。

—RAFIQの活動をアピールする場というのは、先ほどのフェスティバルが中心ですか。

田中 そうです。ですが、地域の社会福祉協議会などもよくRAFIQのことを紹介してくれます。

RAFIQの活動を知ってもらっても、難民問題ではなく外国人一般に関する問い合わせが来ることがあります。普通の方だと難民と外国人の違いが分からない人も多いです。

それ以外にも、出前講座と私たちは呼んでいますが、現在、学校や市民団体や大学などから依頼があれば行ってお話をしています。先週も高校に行って講義してきました。現在、出前講座を担当しているのは私だけなので大きくは宣伝していませんが口コミで広がっていますね。平均すると月1、2回はしています。

—私たちも大学に勤めているので同じような依頼を受けることもあるのですが、月1、2回のペースというのは結構多いと思います。

田中 そうですね、意外です。2021年はコロナ禍で減ったのですが20件くらい行きました。関西圏の高校、大学からお声をかけていただいています。その時は先ほどご説明した難民初級講座を少し高校生向け、大学生向けにアレンジします。難民は実際にあなたの側にいることが分かるような動画を作成したので、それを見せています。難民の方に来てほしいと言われることもありますが、その時は「見せ物ではない」と言って断っています。

—受講した高校生・大学生からはどのような反応がありますか。

田中 日本に難民がこれほど来ているとは知らなかったという感想が多いです。否定的な感想は書かないだけかもしれませんが意外と少ないです。難民初級講座も、わざわざ足を運んで来てくれている方ばかりだからかもしれませんが、否定的な感想をおっしゃる方はあまりいませんね。難民とはこういう人だということをきちんと理解して、何とか受け止めようという意識があ

るのかもしれませんが。

2か月ほど前、とある大学の何回かある講義の1つを私が担当し、そのときにアンケートを取りました。難民と一緒に暮らせる街をつくることは可能かどうかという質問をしたら、そのような講義を何度か受けている学生たちだったからなのか、基本的に皆、良い反応でした。現在は難しいかもしれないけれども必要なことだと、長文で色々意見や感想を書いてくれた学生ばかりで逆に驚きました。

現在、一番若い会員が高校2年生なのですが、その方は素晴らしいです。自分の周りの友達を集めてグループを作って難民初級講座を受講し、学校の先生にも協力してもらって、先日12名で裁判傍聴に行っていました。自分たちで難民問題を広げる活動をするのが基本的なボランティアだという話をしたら、その意思を汲み取って活動してくれています。

10. 大阪出入国在留管理局（大阪入管）について

——大阪入管にはどのようなアクションを起こしていますか。

田中 RAFIQは、実は最初の2002年から毎月、当時面会に行っていた西日本入国管理センターに要望書を出していました。最初の頃ですが、カミソリの使い回しはやめてほしいと言ったことが非常に印象に残っています。HIV感染リスクもあるにもかかわらず電気カミソリが使い回しをされていて、消毒もしていませんでした。そのようなことを多方面に要望書を出し続けています。細かいことかもしれませんが、言えば改善されるのだと思いました。最初は要望書自体を受け取ってくれなかったのですが、100名くらいの署名を付けて、私たちだけではなく市民の声として持って行くと受け取ってくれるようになりました。そこから毎回色々な要望を出して変わっていきました。

大きな変化として、以前は土日祝日には屋外で運動ができなかったんですよ。例えば5月の大型連休ではずっと部屋にいることになっていました。今は部屋の外にも出られるのですが、当時は正月も面会に行けませんでした。

そこで、休みの日もきちんと屋外で運動ができるようにしてほしいという要望書を出しました。これも私たちのアクションで改善されたことですね。前は収容部屋に鍵をかけられていたのですが、現在は50人くらいのフロアで生活するようになりました。平日の朝8時半から夕方5時くらいまでは一応、フロアの中という限定的な範囲ですが自由に動けることになりました。収容されている彼らにとって、24時間ずっと部屋に閉じ込められることと、廊下にだけでも出られることは大きく違います。

ただし、私たちが要望書を出したから改善したのかどうかは全く分かりません。改善した理由もわかりません。

—他にもどのような要望書を出していますか。

田中 昨日も実は大阪入管に行き、要望書を1通、出してきました。どのような内容かという、読み書きが苦手な方がいまして、その方に関する書類を途中まで私たちが書いて、被収容者が最後に自分自身で署名をすることにしたんですね。最初は職員もそれで良いと言っていたのですが、それなのにクレームが来て、全て自分で書いてほしいと言われました。それも、彼の母国語はアラビア語なのに英語で書くようにと言うのです。彼は難民認定申請の時点でインタビューの時に、自分は読み書きが苦手だときちんと言っています。にもかかわらずこのような対応はひどいと判断し、昨日要望書を持って行きました。

その内容は、基本的に代筆を認めること、もし支援者がいなくてもきちんと読み書きの支援をすること、そして、読み書きができない方に対する接し方のマニュアルの作成と、それを周知徹底することを書きました。読み書きができない方には特有の脆弱性があるので、このような方に対する配慮が欠けていることは問題だと色々書いて提出してきました。

それ以外に印象に残っているのはLGBTの方ですね。2年前、とあるLGBTの方が収容されていたのですが、この方は本人の意思確認もされずに完全に隔離されていました。完全に1人部屋で誰とも接触できない状態にさ

れていて、その理由もきちんと告げられていなかったもので、これについても要望書を出しました。そうすると翌週から普通の部屋に変わりました。しかし、その理由は分かりませんでした。私たちが出した要望書の効果なのかもしれません、他の理由があるかもしれません。2年続けて同じことが起こりました。2年前は生物学的には男性の方、昨年は生物学的には女性の方です。何かあるごとに要望書などを出して追及しています。LGBTだから誰とも接触できない場所に閉じ込められるなんて酷い扱いですよ。LGBTは何か病気だと思っているのかもしれませんが、入管収容自体の問題もありますが、処遇の問題も非常に酷いです。

—差し入れ活動はしているのですか。

田中 もちろんしています。大阪入管では食べ物の差し入れはできないので、他の必要な物の差し入れをしています。西日本入国管理センターでは飲み物でも何でも差し入れが認められました。しかし、大阪入管になってから認められなくなりました。その理由はどこにあるのかと何回か聞いたのですが、結局、保安上の理由というくらいでしっかりと答えてくれませんでした。

—どのような物を差し入れていますか。

田中 その時に欲しがっている物です。基本は日用品、歯ブラシやせっけんやタオルなどです。服はあまりないですね。収容施設から出ていく人からもらうことが多いようです。他の物も必要なら持っていきます。高額な物は買えません、寄付してもらった物の中に希望する物があれば渡しています。

—基本的に寄付してもらった物を差し入れているのですか。

田中 そうです。その人の生活上どうしても必要だったら買うこともありますが、基本的にRAFIQの中にある物を渡しています。

—差し入れ活動をする時に困ったことはありますか。

田中 説明が日本語以外で書いている物資を差し入れることが認められていないことですね。英語で書かれていても駄目ですね。例えば、LUSHという、イギリスの石鹸はご存知でしょうか。石鹸やシャンプーなどの寄付をもらったのでそれを差し入れしようと思ったら説明が英語だから駄目だと言われました。この時代に何だと思いましたよ。でも、それを別の包みなどに入れて差し入れると認められるんですよ。中身は同じなのに理由がよく分かりません。ここまで来ると笑い話になってしまいます。

それから、大阪入管で一番の問題点はムスリム食がないことです。正確に言えば、豚肉除去食は提供されていますが、それはムスリム食ではありません。つまり、豚肉は除外しているけれども、他の禁忌食、ハラルではないものが入っていることがあるんですよ。例えば、ケチャップやしょうゆなどの添加物にもハラル認証がありますよね。しかし、ハラル認証を得たものかどうかなどの配慮はしていません。入管で出されている食事はハラルを使った食材ではないので、それなら食事も差し入れ可とするべきでしょう。そう思っ
てかなり問い詰めたこともありました。

——またいつもの人が来たと言うように、大阪入管の方と仲良くなることはありますか。

田中 知り合いにはなっていますが、仲良くなることはありませんね。個々の職員へのイメージと組織全体へのイメージを切り分けて考えられないんですよ。大阪入管は出入国管理及び難民認定法に基づいて外国人を管理することが目的に設置された組織です。職員は全てそのために動いています。大阪入管は、外国人を管理して日本から追い出したいのだろうとしか考えられない部分がたくさんあります。

11. 難民をめぐる法政策について

——実際に難民認定の支援をしている立場から見て、日本の難民保護制度が抱

えている問題点はどこにあると思っていますか。

田中 まず、難民認定支援で現在大変なのが2018年からの運用の改悪です。A、B、C、Dに振り分けられることになりましたが、特に、例えばLGBT差別、DV、アフリカの部族間紛争に苦しんでいる人たちがほぼB案件に振り分けられます。そうすると在留資格がほとんどもらえず3か月更新になり、生活が非常に大変になります。

例えば、4か月以上の在留資格でなければ在留カードがもらえず、住民票も発行してもらえません。そのため、国民健康保険ももらえません。その結果、例えば銀行口座を作れなかったり、携帯電話が買えなかったり、住居も見つからなかったりします。

——2021年に提出された出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案にはどのようにお考えでしょうか。今度の参議院選挙が終わったら再提出されるのではないかと、と言われています。

田中 この法案は本当に酷いです。2019年の統計ですが、収容されている方が1054人、そのうち難民認定申請をしている方は406人ということで、約4割が難民認定申請者です。難民認定が厳しいという問題が解決したら406人全員ではなくても、半分くらいの収容問題は解決するのではないかと思っています。特に長期に収容されている方はほとんど難民だと思って良いでしょう。

ただ、希望はあります。2021年9月22日に東京高裁で画期的な判決が出ました。チャーター機で強制送還された難民について、難民認定の裁判前に強制送還したことは違憲だと判断されました。2015年12月にチャーター機で強制送還されたスリランカ難民の中には、私たちが支援した人もいました。この判決が確定したので、私たちにとっては大きな希望になりました。

——入管という組織の問題点についてお話ししてください。

田中 現在色々な問題はありますが、やはり被収容者を人間としてきちんと見

てほしいと最も強く思っています。また、難民認定申請手続に対する入管側の支援もありません。このような配慮がないことは、現場をしょっちゅう見ているので非常に実感します。

12. 終わりに—研究者、そしてこのインタビューを読む人たちへ

—研究者に対する要望はありますか。私たちのことは気にせず、忌憚のない意見をいただければと思います。

田中 例えば、難民認定の際に重要な出身国情報の調査も、地域研究をされている方が協力していただければ何かもう少し良い情報が出てくると思っています。しかし、日本はそうした協力関係が全然できていません。アフリカの部族を研究している方から、本当の意味での政治状況や、彼らがどのような状態に置かれているのか、という情報を得られたら難民認定の際にも有益です。

—このインタビューを読む方々に対して伝えたいことはありますか。

田中 最初に申しあげましたように私たちは市民団体でして、皆、全くの素人です。スキルがある人もたくさんいますが、一市民として活動しています。難民に対するサポートやセーフティーネットが全くないので、このような市民団体が全て支援していかなければなりません。難民申請の手続自体もそうです。

例えば、入管からもらう書類はだいたい日本語しか書いていません。たまに訳してある文書を出しますが、それでもたいていは英語です。アラビア語などには対応していません。これに記入する時にはアラビア語に訳して説明しなければなりません。それを全て私たちボランティアが無償で行っています。

生活支援についても同じです。仮放免の方は働くことが認められていません。この時、誰がどうフォローするかというと私たちです。RAFIQでは一

応2人分だけ本当に狭いシェルターがあり、6か月を上限に生活場所を提供しています。そこにいる間の6か月の生活保障や食料支援も含めて、全て本当に脆弱な団体が負担しています。

私たちにアクセスできない人は恐らく大阪の場合なら普通の市民が支えていると思います。それまでどうしていたのかと聞くと、たまたま市役所をうろろしていたらおばさんが声を掛けてくれて、家に1部屋あるから住んでも良いよと言われてそこに住んでいた人もいました。また、モスクで会った違う国の人が、あと1か月で自分は国に帰るけれども残りの1か月なら自分のアパートに住んでも良いと言ってくれたなど、そのように、たまたま会った市民が彼らを支えています。

この、セーフティーネットが全く無く、誰が支えるのかというところを最も訴えたいです。出入国管理及び難民認定法が難民保護法でないという、立て付けの問題だと思っています。他国では各自治体や国がシェルターなどの施設を造って給付金を渡すシステムを作っています。日本にはそのような制度がないため、一般市民や私たちが動いて支援している実態をどう見るのかということをもっと理解してほしいです。

RAFIQの事務所は本当に小さい家ですが、こうした拠点があることで色々な支援ができるので、各地にこのようなものができたら良いと思っています。それから、難民問題に対する認識が広がってほしいです。RAFIQには無料のメールマガジンがあるので、ぜひ登録をお願いします。

最後になりますが、難民カフェのこともお話しさせて下さい。RAFIQでは天人(あまんと)というカフェとコラボレーションして、難民カフェを開催しています。天人の店長は元々はパフォーマー、ダンサーをされていた方です。梅田駅から歩いて15分くらいの中崎町に戦争で焼け残った一帯があって、今はお洒落なカフェが集まる若者に人気の場所になっているんですね。そこに古い家の雰囲気そのまま残してリノベーションしているカフェがありまして、毎月第3火曜日に難民カフェを実施しています。現在はオンラインでも開催しています。チャイやカレーを食べながら難民のことを語るとい

う、緩い雰囲気です。もう10年近く開催していますね。現在は、例えば仮放免で働けない方が、そこで自分の出身国のカレーを作って出してくれて、それを一緒に食べながら難民のことについてお話ししています。このインタビューを読んで興味を持ったら、ぜひ来てほしいです。

※本研究は、JSPS科研費（研究課題/領域番号19K01292・22K01130 代表：坂東雄介）の助成を受けたものである。